

資料 3－5

第4回 新型コロナウイルス感染症対策 調査特別委員会資料

3 医療・福祉・警察等の対応

調査・検討

(2) 福祉施設

ア 高齢者福祉施設

イ 障害者福祉施設

(福祉部)

令和4年8月30日(火)

【調査・検討を行う分野】高齢者福祉施設・障害者福祉施設

1 現状・課題（全体像）

＜課題＞

- 高齢者福祉施設及び障害者福祉施設（以下「高齢者施設等」という。）は、入所者やその家族の安定した生活を支援する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を講じた上で、入所者に対して必要なサービスが継続的に提供される必要がある。
- 施設内で一たび感染が発生すると感染が急速に拡大する恐れがある中、高齢者福祉施設においては、入院不要と診断された無症状・軽症の感染者は施設内で療養することとなり、また、障害者福祉施設においては、障害の状況や特性から、感染した場合、医療機関に入院して療養することが困難であり、施設内で療養することとなるため、通常の介護サービスの提供では想定されない職員の負担や費用の負担が発生することとなった。
- 社会経済活動を維持する上で、介護職員等のエッセンシャルワーカーの重要性が改めて認識され、その処遇改善が課題となった。

2 県の取組内容

（1）新型コロナウイルスに係る情報提供・感染対策の周知徹底

① 感染拡大防止に係る情報提供【随時】

令和2年1月以降、随時、国が策定した「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」のほか、「新型コロナウイルスに関するQ&A」等を施設等に対して提供し、周知を図った。

② 感染症対応要請【第1波から第6波】

県から高齢者福祉施設等に対して、感染拡大防止に向けた取組を要請した。

要請時期	要請事由	主な要請内容
令和2年4月	県独自の感染拡大要注意市町村在住の県民に対する週末・平日夜間の不要不急の外出自粛要請に伴うもの	<ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出等の自粛
令和2年5月	国の緊急事態宣言が解除となるものの、引き続きクラスター発生の可能性なども考慮したもの	<ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出等の自粛・面会制限・その他基本的な感染対策の徹底等
令和2年6月	県内で感染が抑制できている状態であるが、再び感染症を発生・拡大させないことを考慮したもの	<ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出等の自粛・基本的な感染対策を行ったうえでの面会実施・県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続

【調査・検討を行う分野】高齢者福祉施設・障害者福祉施設

令和2年7月	東京都内や県内の感染者数の増加傾向を受けて	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出等の自粛 基本的な感染対策の実施やオンラインを活用したうえでの面会実施 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続
令和2年11月	県南部を中心に感染が続き、高齢者福祉施設等において集団感染の発生が確認されたことなどを受けて	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出等の自粛 オンライン等による面会の実施 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続
令和2年12月	県南、県西、鹿行地域に感染が拡大し、高齢者福祉施設等において集団感染の発生が複数確認されたことなどを受けて	<ul style="list-style-type: none"> 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続
令和2年12月	年末年始を控えて	<ul style="list-style-type: none"> 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続
令和3年1月	県独自の緊急事態宣言の発令に伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出等の自粛 オンライン等による面会の実施 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続
令和3年2月	県独自の緊急事態宣言が解除となるものの引き続きクラスター発生の可能性なども考慮したもの	<ul style="list-style-type: none"> 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続
令和3年3月	軽度の症状を有しながら従事者が施設内勤務を継続したため感染が拡大した可能性が疑われる事案が見受けられたことなどを受けて	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者による従事者の健康管理の徹底及び有症状の従事者の出勤停止 初発患者が発生した場合の他施設等との接触遮断
令和3年4月	5月の連休を控えて	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出等の自粛 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続 退院基準を満たした患者の施設への円滑な受入
令和3年8月	県独自の緊急事態宣言の発令に伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出等の自粛 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続
令和3年9月	国の緊急事態宣言が解除となるものの、引き続きクラスター発生の可能性なども考慮したもの	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出等の自粛 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続
令和4年1月	「オミクロン株」の市中感染が本県でも確認されたことなどを受けて	<ul style="list-style-type: none"> 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続
令和4年7月	本県過去最多となる2,700人超の新規陽性者を確認したことなどを受けて	<ul style="list-style-type: none"> 県が作成した感染対策マニュアル等による感染拡大防止の取組継続

【調査・検討を行う分野】高齢者福祉施設・障害者福祉施設

(2) 感染対策マニュアルの策定等について

① 「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）」の策定等【第1波から第4波】

国立感染症研究所の専門家の助言のもと、事前の対策と感染発生時の具体的対応を定めた「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）」（以下、「感染対策マニュアル」という。）を令和2年5月中旬に策定、対象施設にその周知を図った。

（R2.6月改定、R2.7月改定、R2.8月改定、R3.4月改定、R3.5月改定）

② 感染対策研修会等の実施【第2波、第3波及び第6波】

- 令和2年7月15日： ①の感染対策マニュアルが確実に実施されるよう、高齢者福祉施設等の感染予防担当職員等を対象に、感染対策の専門家による指導や、感染防護具等の着脱方法及びゾーニングの実践訓練の実施のほか、高齢者福祉施設等に対する当該研修会の動画の配信。
- 令和2年7月下旬： 保健所圏域ごとに、上記研修会の動画視聴、保健所職員や感染管理認定看護師等の講義を内容とする研修会の実施。
- 令和2年7月30日： 高齢者福祉施設等に対して、8月中に、感染患者発生を想定したシミュレーション（施設のゾーニングを含む。）や感染防止トレーニングを実施するとともに、感染対策の取組状況について自己点検の上、県に報告するよう依頼。
- 令和2年9月～令和3年3月： 上記により提出された報告書について、各保健所、長寿福祉課、障害福祉課が施設種別ごとに事前審査を行った上で、各施設へ出向いて、不適項目等の技術的指導等を実施。

③ 「高齢者福祉施設における療養の手引き」の策定【第3波及び第4波】

第3波以降、本県においても、感染が拡大し、入院調整等が困難なケースも出てきていることを踏まえ、感染者が施設内で療養する場合や、入院までの間、施設で療養する場合に備えて「高齢者福祉施設における療養の手引き」を令和3年2月上旬に策定・配布し、施設における感染対策の強化を図った。

（R3.4月改定）

④ 自主点検調書の作成【第4波から】

令和3年度から社会福祉施設自主点検調書に新型コロナウイルス感染対策の項目を追加し、毎年の定期的な「自主点検」による感染対策マニュアルに基づく適切な感染対策の実施を促すとともに、施設運営も含めて実施する一般検査時に併せて、新型コロナウイルス感染対策の項目を加えた自主点検結果について検査することとした。

※令和3年度一般検査：高齢者福祉施設109ヶ所、障害者福祉施設36ヶ所

(3) 感染拡大防止の取組

① 高齢者福祉施設等へのワクチンの優先的な接種の働きかけ【第6波】

- 初回のワクチン接種（1・2回目接種）による感染予防効果や発症予防効果は、時間とともに低下するが、3回目のワクチン接種により回復すること、また、2回目と3回目の接種間隔が8か月以上から6か月以上に変更されたことを踏まえ、県から、市町村や医療機関等に対して、入所系高齢者福祉施設等の入所者・従業者への3回目接種を令和4年2月10日までに完了するよう協力を依頼。併せて、施設に対し、市町村のワクチン担当部署に相談の上、積極的に協力医療機関等への接種依頼や接種日程の前倒し等の再調整への協力を依頼。
- 入所者等の重症化予防の観点から4回目のワクチン接種について、3回目接種から5か月経過後ただちに接種することが肝要であることから、県から、市町村や医療機関等に対して、高齢者福祉施設等における早期接種の協力を依頼するとともに、高齢者福祉施設等に対して、3回目接種から5か月経過後、1週間以内に接種を受ける機会を設けられるよう、嘱託医等の接種医と接種日程を調整することなどへの協力を依頼。

	高齢者福祉施設		
	対象施設	実施施設	割合
3回目接種(R4.2月末)	1,187施設	1,119施設	94%
4回目接種(R4.7月末)	1,176施設	1,117施設	95%

② 高齢者福祉施設等への検査の実施

ア 感染者が多数発生している地域における高齢者福祉施設等への検査の実施 【第3波、第4波及び第6波】

都市部を中心に急速に感染が拡大した第3波及び第4波、さらには、オミクロン株による感染が急拡大した第6波に、感染者が多数発生している地域等において、早期に感染を探知するとともに感染拡大を未然に防ぐため、高齢者福祉施設等の従事者を対象とする唾液採取による検査を延べ3,909施設124,153名実施した。

感染拡大期	市町村数	検査施設数	検査人数
第3波	32市町村	517施設	26,330人
第4波	35市町村	758施設	26,514人
第6波	44市町村	2,634施設	71,309人
計		3,909施設	124,153人

【調査・検討を行う分野】高齢者福祉施設・障害者福祉施設

イ 抗原検査キットの配布【第5波及び第6波】

- 重症化リスクの高い方が多い高齢者施設等の従業者等に症状が現れた場合に迅速に検査を実施できるよう、国で抗原検査キットを確保し、全国の希望する高齢者施設等に配布することとなり、県内の高齢者福祉施設等については、令和3年8月下旬に抗原検査キットを配布。
- 第5波において検査体制が十分でなかったことを踏まえ、また、高齢者福祉施設等におけるクラスター発生防止等の観点から、県で抗原検査キットを確保し、令和4年5月下旬から6月中旬に抗原検査キットを配布。

配布時期	施設数	配布数	うち使用数(※1)
R3. 8月下旬(※2)	1, 555施設	170, 062本	92, 358本
R4. 5月下旬～6月中旬(※3)	996施設	165, 000本	第7波終了時に照会予定
計	2, 551施設	335, 062本	

※1 高齢者施設等からの報告により把握した使用数

※2 R4. 7月～R5. 1月が使用期限（ロットによって異なる）

※3 R6. 2月が使用期限

ウ 高齢者福祉施設等における濃厚接触者に対するPCR検査の実施

【第6波】

高齢者福祉施設等において、感染者の濃厚接触者を特定した上で、検査機関においてPCR検査を400施設、23, 741名に実施した。（R4. 1月～7月）

エ 濃厚接触者となって自宅待機中のエッセンシャルワーカーに対する、待機期間の短縮のためのPCR検査の実施【第6波】

- 実施期間：令和4年2月から6月末まで
- 対象：自宅待機5日目以降の濃厚接触者であり、無症状のエッセンシャルワーカー
- 目的：濃厚接触者となって自宅待機中の介護職員等のエッセンシャルワーカーに対しPCR検査を実施し、陰性であることを証明することにより、本来7日間の自宅待機を5日間（現在は5日間の自宅待機を3日間）とすることができることから、早期の職場復帰を促し施設運営体制の正常化を図るもの。
- 結果：3, 825名に対して検査を実施し、3, 563名の陰性が確認された。

③ 衛生・防護用品の支援の実施【第1波から第6波】

- 第1波到来時、不織布マスク・消毒液の需要が急速に高まり、第3波までの間は、高齢者福祉施設等において安定的な調達が困難であった状況を踏まえ、県が一括購入し、高齢者福祉施設等へ配布。（R2年度）
(不織布マスク：1, 411施設 2, 042, 342枚、消毒液：8, 472施設 74, 529リットル)

【調査・検討を行う分野】高齢者福祉施設・障害者福祉施設

- 国から供給された感染防護具等を県において備蓄し、高齢者福祉施設等で感染が発生した場合において感染防護具等の不足を確認した場合に、県が当該施設等に直接持ち込むなど迅速に支援。(R2.7月以降随時)

サージカルマスク：33施設 78,700枚、フェイスシールド：54施設 13,590枚、

ガウン：77施設 28,860枚、手袋：41施設 170,100枚など

(4) 医療機関との連携【第3波から第6波】

- 高齢者福祉施設等においてコロナ陽性患者が発生した場合は、保健所からの要請を受け、県内の感染症専門医師、感染管理認定看護師等で構成する県クラスター対策班を173施設に派遣し対応した。
- 第6波では、高齢者福祉施設等に対するワクチン接種が進んだ一方、施設で療養される患者への医療支援の強化が課題となつたことから、令和4年5月上旬に協力医療機関等を対象として、高齢者福祉施設等におけるコロナ陽性者への医療支援の体制構築に向けたWeb研修会を実施したのに続き、令和4年6月上旬には高齢者福祉施設等との連携や施設内患者への円滑な治療薬投与について依頼。

併せて、高齢者福祉施設等に対しても、施設内患者への早期診療・治療等に向けて、改めて協力医療機関等との間で患者が服用する処方薬や入居者の状況等について情報共有等を図るよう令和4年6月上旬に依頼。

(4) 高齢者福祉施設等の感染対策等に対する支援

① かかり増し経費や備品の購入に対する補助等【第1波から第6波まで】

事業	補助率	目的・実績等
高齢者福祉施設への補助		
高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策事業	国2/3 県1/3	消毒液等の需給が逼迫し、施設等が自力購入できない状況を踏まえ、県が一括購入し、施設等へ配布 R2年度実績 134,399千円 ・マスク 127,450枚購入 858施設等 ・消毒液 67,947リットル購入 4,233施設等
介護サービス事業所・施設等職員慰労金交付事業	国10/10	介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給 R2年度実績 3,766,104千円 ・介護職員等 60,280人
介護施設等感染拡大防止事業	(1)国10/10 (2)国2/3 県1/3	高齢者施設における感染対策に対する支援 (1)感染対策徹底支援・サービス再開支援 ・全ての介護サービス事業所を対象にしたサービス提供するためのかかり増し経費 R2年度実績 2,768,078千円、3,989事業所

【調査・検討を行う分野】高齢者福祉施設・障害者福祉施設

			(2) サービス継続支援 ・感染者等が発生した介護サービス事業所を対象にしたサービス継続に係るかかり増し経費 R2年度実績 69,745千円、70事業所
介護福祉施設退院促進事業	国10/10 県1/3		医療提供体制の維持のため、退院基準に到達した利用者を速やかに受け入れた介護サービス施設に協力金を支給 R3年度実績 260千円、13人（4施設）
介護施設等感染拡大防止事業	国2/3 県1/3		(1) 感染者等が発生した介護サービス事業所に対する感染対策のかかり増し経費及び施設内療養に対する支援 R3年度実績 69,564千円、84事業所 (2) 全ての介護サービス事業所に対して令和3年10月から12月までの購入した衛生用品及び備品購入費用を補助 R3年度実績 39,099千円、2,120事業所
高齢者福祉施設等個室化改修支援事業	(1)国10/10 (2)国2/3、 県1/3 (3)国2/3、 県1/3		福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、以下の(1)～(3)の対応に必要な費用を補助 (1)個室化改修 (2)換気設備の設置 (3)簡易陰圧装置の設置等 R2年度実績 117,862千円 (1)1件 (2)3件 (3)29件 R3年度実績(明許繰越) 422,686千円 (1)1件 (2)5件 (3)93件
ロボット介護機器普及支援事業	国2/3 県1/3		高齢者施設において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、職員の負担軽減を図るため、介護ロボット(マッスルスーツ等)やICT機器の導入費用を補助 R3年度実績 79,143千円、75事業所
見守り介護機器普及支援事業	国10/10		高齢者施設において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、職員の負担軽減を図るため、見守り介護機器(センサーベッド等)の導入費用を補助 R3年度実績 30,080千円、31事業所
障害者福祉施設への補助			
障害者福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策事業	県10/10		消毒液等の需給が逼迫し、施設等が自力購入できない状況を踏まえ、県が一括購入し、施設等へ配布 R2年度実績 88,525千円 ・マスク 1,914,892枚購入 553施設等 ・消毒液 6,582リットル購入 4,239施設等

【調査・検討を行う分野】高齢者福祉施設・障害者福祉施設

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業	国10/10	<p>(1)慰労金の支給 • 障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対して慰労金を支給 R2年度実績 732,932千円 • 障害福祉職員等 14,152人</p> <p>(2)感染対策徹底支援事業 • 障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築する必要があるため、継続的にサービスを提供するための支援（かかり増し経費の助成） R2年度実績 621,927千円、1,431事業所</p> <p>(3)サービス継続支援事業 感染者が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所等や居宅を訪問するなど代替サービスを提供した通所系の施設・事業所等が、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続提供するために必要となるかかり増し経費の助成 R2年度実績 1,822千円、4事業所</p>
ICT導入モデル事業	国2/3 県1/3	障害福祉サービス等事業所における、新型コロナウイルス感染防止や生産性向上を推進するためのICT導入に伴う経費の補助 R2年度実績 982千円、1法人 • WEB会議システムの導入 R3年度実績 1,399千円、2法人 • WIFI環境整備、WEB会議システムの導入
障害福祉サービスに対するテレワーク導入支援	国1/2 県1/2	障害福祉サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、通所に限らず、在宅での継続した支援を可能とするための体制整備 (1)テレワークシステム導入経費補助 R2年度実績 4,136千円、7法人 8事業所 (2)発達障害児・者に対する専用VR機を活用したソーシャルスキルトレーニング学習等支援 R2年度実績 500千円、2法人 2事業所
遠隔手話サービス事業	国10/10	新型コロナウイルスの発生により、聴覚障害者が病院等への受診に際し、手話通訳者の同行が困難な場合、タブレット端末の画面で手話通訳者が聴覚障害者と医療機関との通訳を行う「遠隔手話サービス」を利用して医療機関等で相談できる体制を県立聴覚障害者福祉センターやすらぎに整備 R2年度実績 1,418千円、7台（利用2件）

【調査・検討を行う分野】高齢者福祉施設・障害者福祉施設

新型コロナウイルスサービス継続支援事業	国10/10	感染者等が発生した障害福祉サービス事業所に対する感染対策のかかり増し経費に対する支援 R3年度実績 32,713千円、96事業所
感染防止対策支援事業	国10/10	全ての障害福祉サービス事業所において令和3年10月から12月末までに購入した衛生用品・備品購入費用を補助 R3年度実績 7,541千円、290事業所
ロボット等導入支援事業	国2/3 県1/3	障害福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、職員の負担軽減を図るため、介護等ロボット(夜間の転倒リスク見守り)導入に伴う経費を補助 R3年度実績 330千円、1事業所

② 介護職員処遇改善支援補助金、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

【第6波】

福祉・介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置として、「介護職員処遇改善支援補助金」及び「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」（以下、「処遇改善補助金等」という。）を令和4年2月から9月までの間、交付することとした。

（対象事業所は県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払）

（国補助率10/10）

ア 実施期間 令和4年2月1日から9月30日まで

イ 賃金改善の対象

介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員兼務の施設長を除く）

ウ 補助要件

介護職員処遇改善加算を取得していること 等

エ 支援内容

アの期間、イの職員に対して3%程度（月額9千円）の賃金改善を行うために必要な費用 等

（令和4年4月15日現在）

施設区分	事業所数	申請事業所数	申請割合
介護保険事業所	2,621	2,220	84.7%
障害者サービス事業所等	2,382	1,675	70.3%

3 今後の方策

(1) ダメージを速やかに回復させるためのもの

- 感染者等が発生した高齢者福祉施設等が、感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要なサービスを継続し提供できるよう、引き続き、通常の介護サービス提供では想定されないかかり増し経費の費用負担への支援を行う。
- 第6波では、高齢者福祉施設等に対するワクチン追加接種が進んだ一方、施設で療養される方への医療支援の強化が課題となったことから、協力医療機関や嘱託医等との密接な連携を促進し、高齢者福祉施設等における医療支援の更なる体制構築を図る。

(2) コロナ収束後さらに県民生活を発展させるためのもの

- 引き続き、高齢者福祉施設等に対するワクチンの優先接種や、施設のICT化による業務軽減を通じた職員の負担軽減、オンライン研修の導入などの非接触による感染防止対策を支援することにより、感染が拡大した場合でも必要なサービスの継続を維持できる体制の構築に努める。
- 令和2年度の「賃金構造基本統計調査」によると、全業種平均月収が約35.2万円に対し、介護職員は約29.3万円であり、今回の処遇改善補助金等による上乗せを考慮しても低い水準にあることから、今後も継続的に処遇改善を国に要望していく。

また、令和4年10月以降は、処遇改善補助金等は、臨時の介護報酬により、同等の賃金改善効果が得られる新たな加算（介護職員等ベースアップ等支援加算）に移行するため、加算の取得条件となる従来の処遇改善加算の取得支援として、事業者向けの合同セミナー開催や社労士の戸別訪問による加算制度の説明、昇給の仕組み等を設ける給与規定の作成や加算申請書類の作成支援を行うほか、申請書類の押印廃止、提出書類の省略、メールによる申請受付等、事務手続きの負担軽減により、介護職員の処遇改善を促進する。

感染拡大の波ごとの対応状況（高齢者福祉施設）

対応時期	対応状況
第1波以前	R2.1月 国の通知及び対応マニュアル・Q&A等を情報提供。 (以後、改訂ごとに対応。) 2月～ 国通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができない場合などについて柔軟な対応を可能とする取扱いを実施。
第1波 (R2.3月～5月)	R2.4.6 施設等職員への不要不急の外出自粛を施設に依頼。 5.15 施設に対し、職員の緊急事態宣言下の都道府県への不要不急の外出自粛、及び日々の体調把握と体調不良時の出勤停止を、入所者の感染疑い者の個室隔離、面会の制限等を依頼。 5月中旬 「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）」（以下「感染対策マニュアル」という。）を策定。
(第1波終息後)	R2.6.5 施設に対し、感染防止対策の実施の継続、感染拡大地域への不要不急の移動の慎重な対応を依頼。 6月中旬 「感染対策マニュアル」を改訂・通知。
第2波 (R2.7月～9月)	R2.7.3 施設に対し、「感染対策マニュアル」等を踏まえた感染防止対策の実施、職員の東京都への不要不急の移動・滞在の慎重な対応を依頼。 7.15 新型コロナウイルス感染対策研修会の実施（座学、ゾーニング実践体験等）（後日、施設へ動画配信）。 7.20 施設に対し、「感染対策マニュアル」を踏まえた最大限の感染防止対策の実施、職員の東京都への不要不急の移動・滞在の自粛を依頼。 7月下旬 保健所圏域ごとの研修実施。 7.30 新型コロナウイルス感染対策に係るシミュレーション等の実施並びに「チェック表兼報告書」「施設のゾーニング画面」の作成、提出を依頼（8.25期限）。 7.30 「感染対策マニュアル」を改訂・通知。 8.25 「感染対策マニュアル」を改訂・通知。 9.10 特別養護老人ホームに対し、訪問診療の適切な受入を依頼。 10.7 県、県介護老人保健施設協会、県老人福祉施設協議会、県社会福祉協議会において、感染症発生時における職員の派遣に関する覚書を締結。 9月～R3.3月 保健所及び福祉担当課による個別現地確認・指導等の実施。
第3波 (R2.11月～R3.3月)	R2.11.27 施設に対し、「感染対策マニュアル」に基づく感染防止徹底、オンライン面会の実施、高齢者等の不要不急の外出自粛、アマビエちゃん利用登録を依頼。 12.3 施設に対し、「感染対策マニュアル」に基づく徹底した感染防止対策の実施、対象不良の職員・入所者の受診徹底を依頼。 12.28 施設に対し、感染防止対策（利用者の健康状態や変化への留意、職員の健康管理への留意、感染疑い者発生時の連絡相談体制や応援体制の構築）の徹底と、感染者発生時の感染管理の徹底（ゾーニングの実施等）を依頼。

	<p>R3. 1. 15 施設に対し、持ち込まない対策（職員の不要不急の外出自粛、面会の工夫）、拡げない対策（入所者の健康状態や変化への留意、入所者・職員の早期受診、職員応援体制の構築）の徹底を依頼。</p> <p>1. 15、1. 25 派遣職員研修会の開催。</p> <p>1. 14～1. 28 派遣職員研修会の開催（各保健所）。</p> <p>2. 5 施設に対し、新型コロナウイルス感染症の再徹底の依頼、及び「高齢者施設における療養の手引き」（以下「療養の手引き」という。）策定・通知。併せて感染者発生施設への支援策（衛生用品の配布、応援職員の派遣、サービス継続・再開支援、クラスター対策班派遣）案内。</p> <p>2. 22 緊急事態宣言の解除を受け、感染防止対策の継続を施設に依頼。併せて、県内で集団感染が発生した複数施設の事例検証等を取りまとめた「高齢者・障害者福祉施設における感染事例の検証と課題に対する対応策」を送付。</p> <p>3. 5 複数のクラスターの発生を受け、施設に対し、従事者の健康管理の徹底、初発患者の発生時の他の施設との接触遮断の徹底を依頼。</p> <p>3. 23 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の併用事業所等への情報提供について依頼。</p> <p>R2. 11月～R3. 6月 感染者が多数発生している地域における福祉施設への検査実施。</p> <p>R3. 2月～ 福祉施設への新規入所者に対する検査の支援を実施。</p> <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染症対応従事者への慰労金を支給。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのかかり増し経費や備品の購入に対する国の交付金を活用した助成を実施。 ・消毒液・マスクの需給が逼迫し、施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、県が消毒液等を一括購入し、施設等へ配布。
第4波 (R3. 4月～6月)	<p>R3. 4. 15 「感染対策マニュアル」の改定・通知。</p> <p>4. 28 「療養の手引き」の改定・通知。</p> <p>4. 27 施設に対し、職員の不要不急の外出自粛、他都道府県への往来の自粛、「感染対策マニュアル」を踏まえた対策の徹底、退院基準を満たした患者の円滑な受入を依頼。</p> <p>5. 12 介護福祉施設退院促進協力金の支給開始（4/28～6/30）。</p> <p>5. 25 「感染対策マニュアル」の改定・通知。</p>
第5波 (R3. 7月～9月) (第5波終息後)	<p>R3. 7. 13 入所系福祉施設で陽性者が発生した場合の24時間医療サポートの提供について通知。</p> <p>8. 4 施設に対し、職員への不要不急の外出・他県との往来の自粛、「感染防止マニュアル」を踏まえた対策の徹底を依頼。</p> <p>8月 施設へ抗原検査キットを配付（厚生労働省から直接送付）。</p> <p>R3. 9. 30 施設に対し、非常事態宣言解除後の基本的感染対策の継続、他県との不要不急の往来自粛を施設に依頼。</p>
第6波 (R4. 1月～6月)	<p>R4. 1. 14 施設に対し、基本的な感染対策の再徹底、業務継続の点検を依頼。</p> <p>1. 27 施設に対し、新型コロナワクチン接種（3回目）の促進と接種情報の報告を依頼。</p>

	<p>R4. 6. 8 施設に対し、新型コロナウイルスワクチン接種（4回目）の促進を依頼。</p> <p>6. 10 施設における医療支援の更なる体制構築に向けた取組について通知。</p> <p>2月～6月 濃厚接触者となって自宅待機中のエッセンシャルワーカーに対し、待機期間の短縮のためのPCR検査を実施。</p> <p>2月～9月 「介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付。</p> <p>2月～9月 「介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付。</p> <p>5月下旬～6月中旬 施設へ抗原検査キットを無料配付。</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者に対し感染防止対策事業費を助成。・コロナ感染者・濃厚接触者が発生した事業者に対するサービス継続支援事業補助金（かかりまし経費）を助成。
--	--

感染拡大の波ごとの対応状況（障害者福祉施設）

対応時期	対応状況
第1波以前 (R2.2月～3月)	R2.2月 国の通知及びガイドライン・Q&A等を情報提供。 (以後、改訂ごとに応じて) 2月下旬～ 国通知に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応等において、サービス提供の継続及び人員基準の臨時的取扱い等を実施。
第1波 (R2.3月～5月)	R2.4.28 施設等職員への不要不急の外出自粛を施設に依頼。 5月中旬 「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）」（以下「感染対策マニュアル」という。）を策定。 5.27 障害福祉サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合の柔軟な取り扱いが可能であることを周知。
(第1波終息後)	R2.6.5 施設に対し、感染防止対策の実施の継続、感染拡大地域への不要不急の移動の慎重な対応を依頼。 6月中旬 「感染対策マニュアル」を改訂・通知。
第2波 (R2.7月～9月)	R2.7.3 施設に対し、「感染対策マニュアル」等を踏まえた感染防止対策の実施、職員の東京都への不要不急の移動・滞在の慎重な対応を依頼。 7.15 新型コロナウイルス感染対策研修会の実施（座学、ゾーニング実践体験等）（後日、施設へ動画配信）（会場：白浜少年自然の家）。 7月下旬 保健所圏域ごとの研修実施。 7.30 新型コロナウイルス感染対策に係るシミュレーション等の実施並びに「チェック表兼報告書」「施設のゾーニング画面」の作成、提出を依頼（8.25期限）。 7.30 「感染対策マニュアル」を改訂・通知。 8.25 「感染対策マニュアル」を改訂・通知。 9月～R3.2月中旬 保健所及び福祉担当課による個別現地確認・指導等の実施。
第3波 (R2.11月～R3.3月)	R2.11.25 県、県心身障害者福祉協会、県社会福祉協議会において、感染症発生時における職員の派遣に関する覚書を締結。 11.27 施設に対し、「感染対策マニュアル」に基づく感染防止徹底、オンライン面会の実施、高齢者等の不要不急の外出自粛、アマビエちゃん利用登録を依頼。 12.3 施設に対し、「感染対策マニュアル」に基づく徹底した感染防止対策の実施、体調不良の職員・入所者の受診徹底を依頼。 12.28 施設に対し、感染防止対策（利用者の健康状態や変化への留意、職員の健康管理への留意、感染疑い者発生時の連絡相談体制や応援体制の構築）の徹底と、感染者発生時の感染管理の徹底（ゾーニングの実施等）を依頼。

参考資料2

	<p>R3. 1. 12 感染拡大防止のため新型コロナウイルスに感染した障害福祉サービス事業所利用者等の情報提供を定め、市町村、(一社)茨城県心身障害者福祉協会等へ依頼。</p> <p>1. 15、1. 25 派遣職員研修会の開催。</p> <p>1. 14～1. 28 派遣職員研修会の開催（各保健所）。</p> <p>1. 15 施設に対し、持ち込まない対策（職員の不要不急の外出自粛、面会の工夫）、拡げない対策（入所者の健康状態や変化への留意、入所者・職員の早期受診、職員応援体制の構築）の徹底を依頼。</p> <p>2. 5 感染者発生施設への支援策（衛生用品の配布、応援職員の派遣、サービス継続・再開支援、クラスター対策班派遣）案内。</p> <p>2. 22 緊急事態宣言の解除を受け、感染防止対策の継続を施設に依頼。併せて、県内で集団感染が発生した複数施設の事例検証等を取りまとめた「高齢者・障害者福祉施設における感染事例の検証と課題に対する対応策」を送付。</p> <p>3. 5 複数のクラスターの発生を受け、施設に対し、従事者の健康管理の徹底、初発患者の発生時の他の施設との接触遮断の徹底を依頼。</p> <p>3. 23 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の併用事業所等への情報提供について依頼。</p> <p>R2. 11月～R3. 6月 感染者が多数発生している地域における福祉施設への検査実施。</p> <p>R3. 2月～ 福祉施設への新規入所者に対する検査の支援を実施。</p> <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染症対応従事者への慰労金を支給 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのかかり増し経費や備品の購入等に対する国の交付金を活用した助成を実施。 ・消毒液・マスクの需給が逼迫し、施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、県が消毒液等を一括購入し、施設等へ配布
第4波 (R3. 4月～6月)	<p>R3. 4. 15 「感染対策マニュアル」の改定・通知。</p> <p>4. 15 市町村障害福祉所管課あて新型コロナワクチン接種優先順位等の緩和について、障害者施設入所者及び従事者の優先接種を依頼。</p> <p>4. 27 施設に対し、職員の不要不急の外出自粛、他都道府県への往来の自粛、「感染対策マニュアル」を踏まえた対策の徹底。</p> <p>5. 24 感染者が多数発生している地域における福祉施設へのPCR検査を実施。</p> <p>5. 25 「感染対策マニュアル」の改定・通知。</p>
第5波 (R3. 7月～9月)	<p>R3. 7. 13 入所系福祉施設で陽性者が発生した場合の24時間医療サポートの提供について通知。</p> <p>8. 4 施設に対し、職員への不要不急の外出・他県との往来の自粛、「感染防止マニュアル」を踏まえた対策の徹底を依頼。</p> <p>8月 施設へ抗原検査キットを配付（厚生労働省から直接送付）。</p> <p>8月～9月 感染者が多数発生した施設への消毒液、防護服等の配布、クラスター化した施設の調査、技術的指導を実施。</p>

参考資料2

(第5波終息後)	R3.9.30 施設に対し、非常事態宣言解除後の基本的感染対策の継続、他県との不要不急の往来自粛を施設に依頼。
第6波 (R4.1月～6月)	<p>R4.1.7 福祉施設従事者に係るPCR無料検査に関する追加通知及び 2月10日までに3回目ワクチン接種完了するよう依頼。</p> <p>1.14 県内の事業所等の管理者に対し、基本的な感染対策の再徹底、業務継続の点検を依頼。</p> <p>1.27 施設に対し、新型コロナウイルスワクチン接種（3回目）の促進と接種情報の報告を依頼。</p> <p>6.8 施設に対し、新型コロナウイルスワクチン接種（4回目）の促進を依頼。</p> <p>6.10 施設における医療支援の更なる体制構築に向けた取組について通知。</p> <p>2月～6月 濃厚接触者となって自宅待機中のエッセンシャルワーカーに対し、待機期間の短縮のためのPCR検査を実施。</p> <p>2月～9月 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付。</p> <p>5月下旬～6月中旬 施設へ抗原検査キットを無料配付。</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し感染防止対策事業費を助成。 ・コロナ感染者・濃厚接触者が発生した事業者に対するサービス継続支援事業補助金（かかりまし経費）を助成。